改正後

（指定試験機関の指定）

第十七条の十六　法第二十七条の二第一項に規定する指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定をした日は、次の表の検定種目の欄に掲げる検定種目に応じて、次のとおりとする。

検定種目	指定試験機関		指定をした日
	名称	主たる事務所の所在地	
（略）	（略）	（略）	（略）
管工事施工管理	一般財団法人全国建設研修センター	東京都小平市喜平町二丁目一番二号	昭和六十三年十月十七日
電気通信工事施工管理	一般財団法人全国建設研修センター	東京都小平市喜平町二丁目一番二号	平成三十年四月十七日
（略）	（略）	（略）	（略）

改正前

（指定試験機関の指定）

第十七条の十六　法第二十七条の二第一項に規定する指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定をした日は、次の表の検定種目の欄に掲げる検定種目に応じて、次のとおりとする。

検定種目	指定試験機関		指定をした日
	名称	主たる事務所の所在地	
（略）	（略）	（略）	（略）
管工事施工管理	一般財団法人全国建設研修センター	東京都小平市喜平町二丁目一番二号	昭和六十三年十月十七日
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。